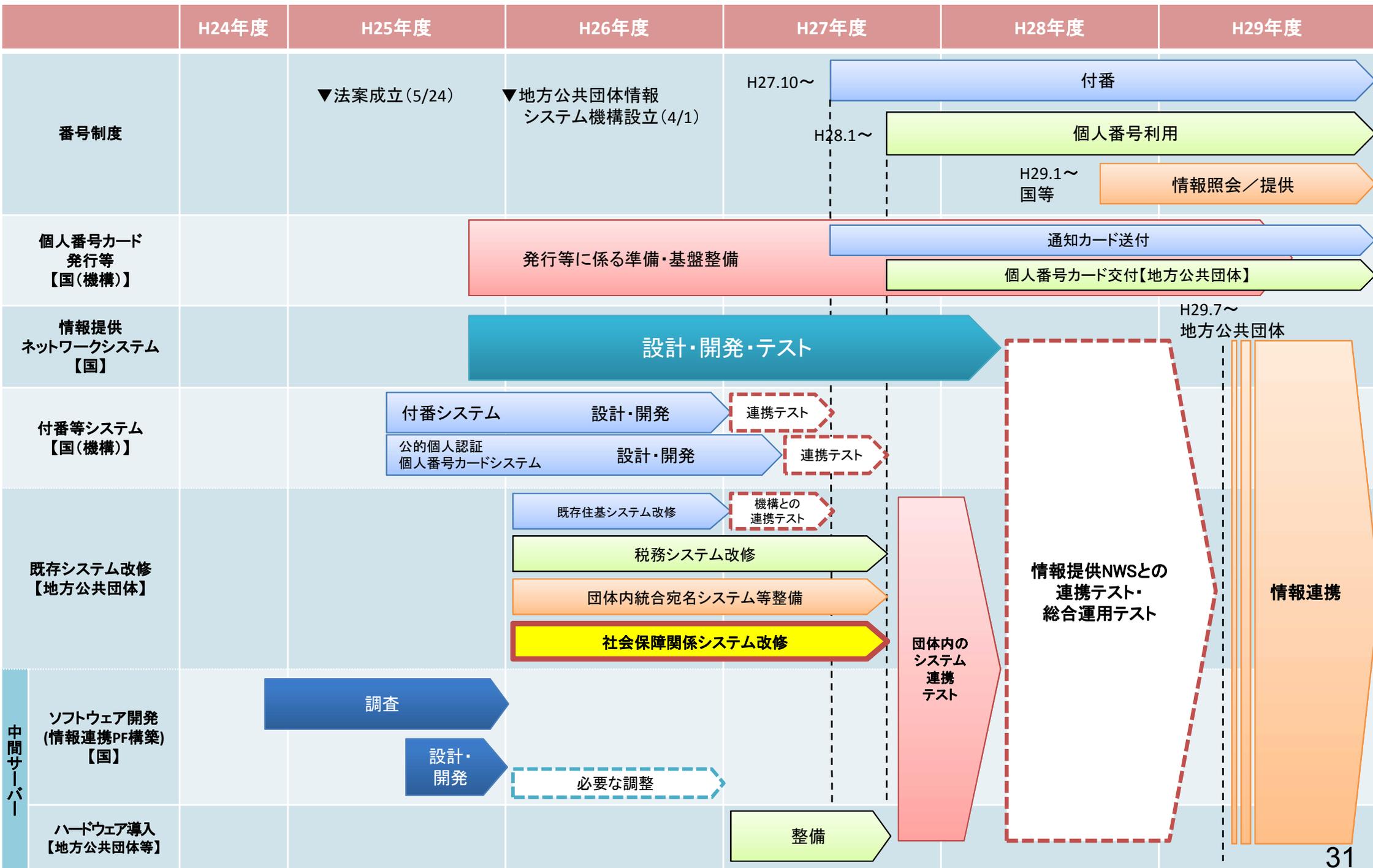
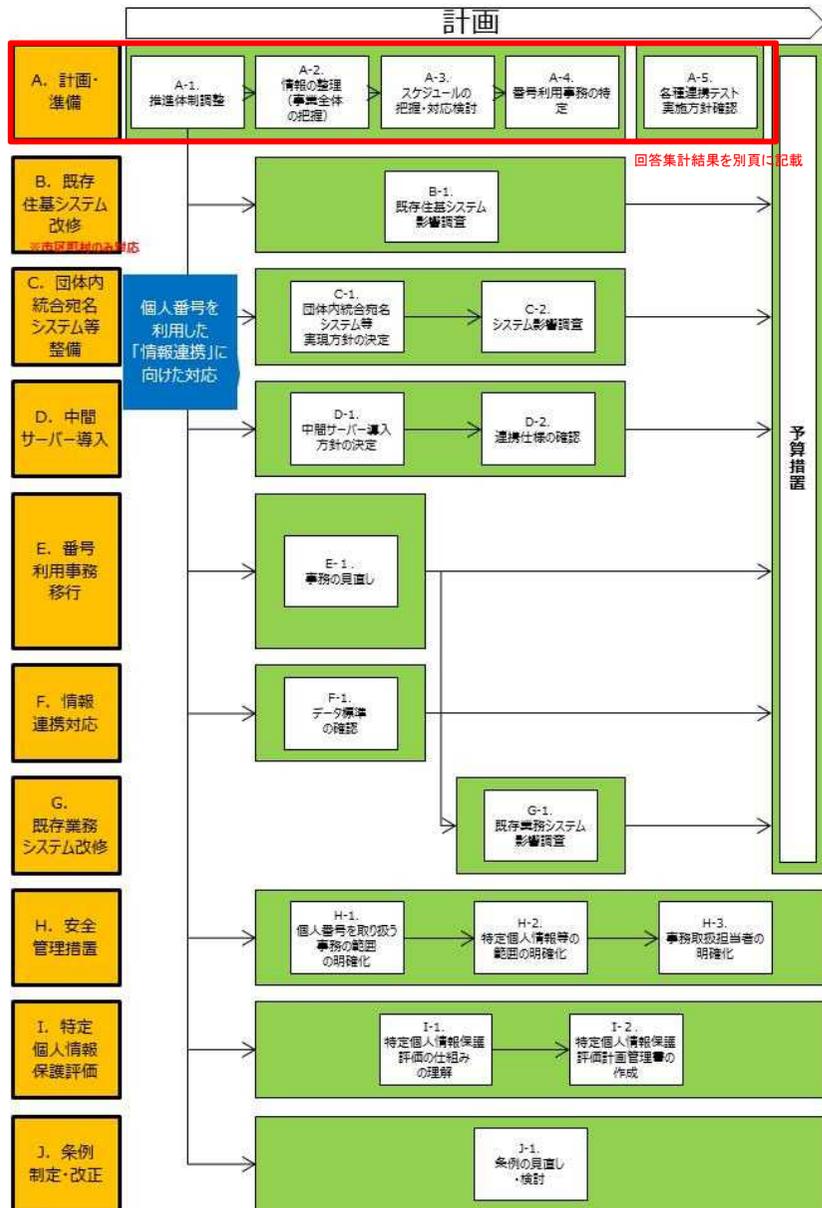


(参考) 番号制度導入に向けた地方公共団体関係のスケジュール



(参考) 推奨アクションプラン(計画編)の概要

番号制度の運用開始に向け、地方公共団体が実施すべき各種タスクを体系化し「推奨アクションプラン」として作業項目を定義。「計画編」では地方公共団体における番号制度対応の進捗状況の把握を目的とし、今後策定する「実行編」において進捗状況の管理を行う。



作業項目	対応事項	備考
A.計画・準備	番号制度対応の開始に当たり、推進体制の発足、各種情報の収集、スケジュール作成等、B.既存住基システム改修～J.条例制定・改正の対応を行う上での基本的な準備を行う。	-
B.既存住基システム改修	個人番号は、地方公共団体情報システム機構が住民票コードを基に生成を行う。そのため、地方公共団体においては、既存住基システムに対し、「住民票記載事項の追加」、「住基ネットとの連携」、「中間サーバーとの連携」等の改修を行う必要がある。	当該作業については、市区町村のみが対象となる。
C.団体内統合宛名システム等整備	個人情報の保護等の観点から、中間サーバーでは個人番号を保持せず、情報連携に用いる符号と、各団体内において一意に個人を特定する団体内統合宛名番号等で、個人の紐付を行うこととするため、個人番号と団体内統合宛名番号等をひも付ける団体内統合宛名システム等の整備が必要となる。	統一的に宛名を管理するためのシステムの有無や地方公共団体における宛名情報の統合度合いによって、対応が異なる。
D.中間サーバー導入	個人番号による情報連携を行うため、情報提供ネットワークシステムと団体内のシステムとの「仲介」の役割を担う。中間サーバーのソフトウェアは国において一括開発するため、地方公共団体においてはハードウェアを整備することが必要となる。	全国2箇所の中間サーバー・プラットフォームを利用する場合は、調達等の対応は不要。
E.番号利用事務移行	番号制度開始に伴い、番号法別表第一及び別表第二に規定された事務を見直すこととなる。該当事務の見直しに当たり、番号法別表第一及び別表第二に規定された事務の内、地方公共団体が情報照会者・情報提供者となる事務・手続の特定、変更となる業務プロセスを定義し、帳票等を含めた番号利用事務への移行に備えることが必要となる。	-
F.情報連携対応	番号制度における情報連携においては、既存業務システムと中間サーバーとのデータ連携(同期)が円滑に行われることが必須となる。地方公共団体においては、情報提供NWSを含めた大規模な「総合運用テスト」に向けて、改修後の既存業務システムと中間サーバーとの連携テストを実施し、データ連携が可能な状態としておく必要がある。	-
G.既存業務システム改修	番号制度開始に伴う個人番号及び法人番号の取得や既存データとの紐付等を行うため、既存業務システムの改修を行うことが必要となる。	都道府県、市区町村によって対象となる既存システムは異なる。
H.安全管理措置	個人番号及び特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止のために、保護対象を明確化し措置を講ずる必要がある。	-
I.特定個人情報保護評価	番号制度の開始に向けて、地方公共団体においては、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保を目的とした、特定個人情報保護評価を実施する必要がある。	-
J.条例制定・改正	特定個人情報の庁内連携や独自利用、個人番号カードの独自利用、個人情報保護関連条例の見直しに伴い、各種条例の制定・改正を実施する必要がある。	-

(参考) デジタルPMO(番号制度に関する情報伝達のインフラ)

社会保障・税番号制度の運用開始に向け、国・地方公共団体・各データ保有機関の連携を図るため、番号制度に関する情報共有を目的としたコミュニケーションツール



文書一括管理・公開機能

内閣官房、関係府省から提供される番号制度に関する資料のほか、**各自治体から登録された番号制度への取組情報の共有**が可能

事務・手続、データ標準ダウンロード

最新の番号利用事務・手続、データ標準レイアウトはデジタルPMOからダウンロード

FAQ・問い合わせ機能

平成27年2月現在200件以上のFAQを搭載(順次追加)
FAQにない質問はフォームで問合せ可能

利用にはインターネットに接続可能なパソコンとアカウントが必要。
アカウントは各自治体の番号制度担当窓口で発行可能

特定個人情報の適正な取扱いに 関するガイドラインのポイント (地方公共団体等向け)

「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」の概要

安心・安全の確保

- 個人番号を用いた個人情報の追跡・突合が行われ、集約された個人情報が外部に漏えいするのではないか。
- 他人の個人番号を用いた成りすまし等により財産その他の被害を負うのではないか。
- 国家により個人の様々な個人情報が個人番号をキーに名寄せ・突合されて一元管理されるのではないか。



番号法においては、特定個人情報の適正な取扱いを確保するため、個人番号の利用範囲を限定し、利用目的以外の目的での利用を禁止するなど各種の保護措置が設けられています。

特定個人情報とは、個人番号をその内容に含む個人情報をいいます。



趣旨

- 番号法の規定及びその解釈について、具体例を用いて分かりやすく解説しています。
- 地方公共団体等の実務担当者が参加する検討会の議論を踏まえ、個人番号が実務の現場で適正に取り扱われるための具体的な指針を示しています。

※ 番号法において、国は個人番号その他の特定個人情報の取扱いの適正を確保するために必要な措置を講ずる（4条）、委員会は個人番号その他の特定個人情報の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するために必要な行政機関や民間事業者に対する指導及び助言等の措置を講ずる（37条）とされています。

種別

- 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）
- 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）
- （別冊）金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン

<ガイドラインの構成（共通）>

- 第1 はじめに
 - 第2 用語の定義等
 - 第3 総論〔目的、適用対象、位置付け等を記述〕
 - 第4 各論〔利用の制限、安全管理、提供の制限等を記述〕
- （別添）特定個人情報に関する安全管理措置

地方公共団体等における個人番号利用事務等

個人番号関係事務

○地方公共団体等が、法令又は条例の規定により、職員等から個人番号の提供を受けて、これを給与所得の源泉徴収票、給与支払報告書等の必要な書類に記載して、税務署長、市区町村長等に提出する事務。

個人番号関係事務実施者

※委託を受けた者を含む。

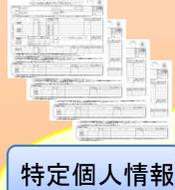
地方公共団体等



収集

特定個人情報ファイル(イメージ)

個人番号	氏名	住所
5678...	難波一郎	*****
1234...	番号太郎	*****



保管

特定個人情報

支払調書(イメージ)

支払いを	個人番号 1234...
受ける者	氏 名 番号太郎

源泉徴収票(イメージ)

支払いを	個人番号 5678...
受ける者	氏 名 難波一郎

- ・法定調書等の提出
- ・共済組合への申請・届出 等

特定個人情報
情報の提供

個人番号利用事務

○地方公共団体等が、社会保障、税及び災害対策に関する特定の事務において、個人番号を利用して個人情報を検索、管理する事務。

個人番号利用事務実施者

※委託を受けた者を含む。

地方公共団体、税務署、共済組合等



特定個人情報ファイル(イメージ)

個人番号	氏名	住所
5678...	難波一郎	*****
9876...	番号花子	*****



保管

特定個人情報

本人確認

照会

情報提供ネットワークシステム

提供

個人番号利用事務
実施者

地方公共団体、
健康保険組合等

○本人や扶養親族の個人番号を、勤務先の地方公共団体等に提示、提出。

職員等



個人番号
5678...

- ・扶養控除等申告書の提出
- ・共済組合への申請・届出等

○本人の個人番号を、講演依頼等を受けた地方公共団体等や不動産貸付先の地方公共団体等に提示、提出。

有識者・不動産所有者 等



個人番号
1234...

- ・講演料、原稿料等の支払手続
- ・不動産使用料の支払手続

○本人の個人番号を、申告書や請求書等に記載して、税務署や市役所に提出。

住民



- ・所得税の確定申告書の提出
- ・児童手当の認定請求書の提出 等

<利用の制限>

- 個人番号は、番号法があらかじめ限定的に定めた事務以外で利用することはできません。
- 地方公共団体が個人番号を利用するのは、個人番号利用事務（番号法別表第1に掲げられている事務及び番号法第9条第2項に基づいて条例で規定した事務）、個人番号関係事務（職員等の社会保障及び税に関する手続書類の作成事務）、番号法第19条第12号から第14号までに基づき特定個人情報の提供を受けた目的を達成するために必要な限度で利用する事務に限られます。
- 個人番号の例外的な利用は、①金融機関が激甚災害時等に金銭の支払を行う場合、②人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合に限定されています。

<提供の制限>

- 個人番号利用事務等を処理するために必要がある場合に限り、本人等に個人番号の提供を求めることができます。
- 番号法で限定的に明記された場合を除き、個人番号の提供を求めてはなりません。
- 番号法で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を提供してはなりません。

<番号法で限定的に明記された場合>（番号法第19条各号（抄））

- a 個人番号利用事務実施者からの提供（第1号）
- b 個人番号関係事務実施者からの提供（第2号）
- c 本人又は代理人からの提供（第3号）
- d 機構による個人番号の提供（第4号、第14条第2項、施行令第11条）
- e 委託、合併に伴う提供（第5号）
- f 住民基本台帳法上の規定に基づく提供（第6号、施行令第19条）
- g 情報提供ネットワークシステムを通じた提供（第7号、施行令第21条）
- h 国税・地方税法令に基づく国税連携及び地方税連携による提供（第8号、施行令第22条、第23条）
- i 地方公共団体の他の機関に対する提供（第9号）
- j 委員会からの提供の求め（第11号）
- k 各議院審査等その他公益上の必要があるときの提供（第12号、施行令第26条、施行令別表）
- l 人の生命、身体又は財産の保護のための提供（第13号）
- m 委員会規則に基づく提供（第14号）

<収集・保管制限>

- 番号法で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を収集又は保管してはなりません。
- 番号法で限定的に明記された事務を処理する必要がなくなった場合で、文書管理に関する規程等によって定められている保存期間を経過した場合には、個人番号をできるだけ速やかに廃棄又は削除しなければなりません。

委 託

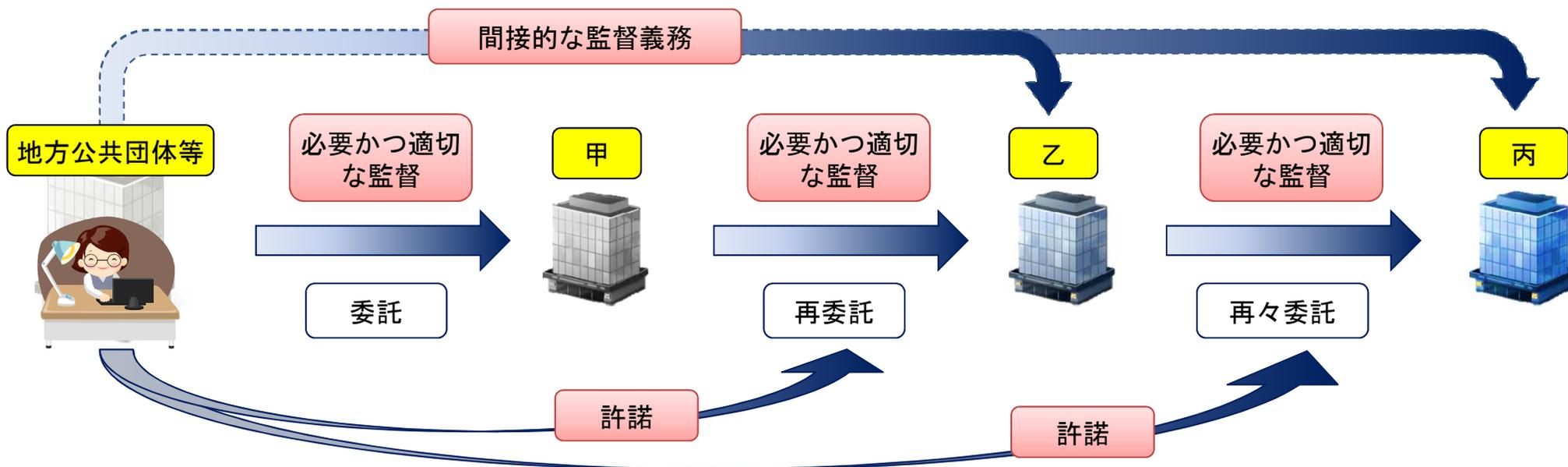
- 委託者（地方公共団体等）は、委託先において、番号法に基づき個人番号利用事務等を行う委託者が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行わなければなりません。
- 委託先が再委託する場合は、最初の委託者（地方公共団体等）の許諾を得た場合に限り、再委託をすることができます。再々委託以降も同様です。

《必要かつ適切な監督》

- ① 委託先の適切な選定
- ② 委託先に安全管理措置を遵守させるための必要な契約の締結
(契約に盛り込む必要がある内容)

秘密保持義務、事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止、特定個人情報の目的外利用の禁止、再委託における条件、漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任、委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄、特定個人情報を取り扱う従業員の明確化、従業員に対する監督・教育、契約内容の遵守状況について報告を求める規定、必要があると認めるときに実地調査を行うことができる規定等

- ③ 委託先における特定個人情報の取扱状況の把握



情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の情報連携

- 地方公共団体等は、番号法第19条第7号の規定及び別表第2に基づき、情報提供ネットワークシステムを通じて、情報照会者として他の個人番号利用事務実施者から個人番号利用事務を処理するために必要な特定個人情報の提供を受け、又は情報提供者として他の個人番号利用事務実施者に対し特定個人情報を提供することとなります。
- 情報提供者は、番号法第19条第7号の規定により特定個人情報の提供を求められた場合において、同法第21条第2項の規定による総務大臣からの通知を受けたときは、番号法施行令で定めるところにより、情報照会者に対して求められた特定個人情報を提供しなければなりません。（番号法第22条第1項）
- ※ 情報提供ネットワークシステムを使用できる者は限定されており、地方公共団体等から個人番号利用事務の委託を受けた者（法令の規定により、番号法別表第2の第2欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者及び同表の第4欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者を除く。）は、情報提供ネットワークシステムに接続された端末を操作して情報照会等を行うことはできません。

情報提供等の記録

情報照会者及び情報提供者となる地方公共団体等は、情報提供等の記録を7年間保存しなければなりません。

特定個人情報保護評価

- 特定個人情報保護評価は、評価実施機関が、特定個人情報ファイルを取り扱う事務における当該特定個人情報ファイルの取扱いについて自ら評価するものです。（特定個人情報保護評価の詳細は、「特定個人情報保護評価に関する規則」及び「特定個人情報保護評価指針」を参照してください。）

特定個人情報保護評価に記載した措置の実施

- 評価実施機関は、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するための措置として特定個人情報保護評価書に記載した全ての措置を講ずることとなります。

特定個人情報保護評価に係る違反に対する措置

- 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられているにもかかわらずこれを実施していない場合は、情報連携を行うことが禁止されています（番号法第21条第2項第2号、第27条第6項）。